

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
2月5日
(金曜日)

目次

告示

- 地方卸売市場の開設者の住所の変更（流通企画室）……………一
- 地方卸売市場の卸売業者の住所の変更（流通企画室）……………一
- 地方卸売市場の廃止の許可（流通企画室）……………一
- 卸売業務の廃止の届出（流通企画室）……………二
- 公告……………二
- 一般競争入札の実施（管財課）……………二
- 一般競争入札の実施（医務保険課）……………三
- 一般競争入札の実施（農林水産政策課）……………五
- 開発行為に関する工事的完了（建築指導課）……………六
- 選管告示……………六
- 公職選挙法第十八条第二項の規定による開票区の設定……………六

山口県告示第四十二号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第十八条の規定により、次のとおり開設者の住所の変更の届出があった。

平成二十二年二月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 許可番号 水開第五二号
- 二 開設者の名称



三 防府水産物荷受協同組合

開設者の住所

変更後

後

防府市天神町二丁目一番三二号

変更前

四 防府市新築地町二番三三号

地方卸売市場の名称

防府水産物卸売市場

地方卸売市場の所在地

防府市新築地町二番三三号

変更年月日

昭和六十年十月一日

山口県告示第四十三号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第十八条の規定により、次のとおり卸売業者の住所の変更の届出があった。

平成二十二年二月五日

山口県知事 二井 関成

一 許可番号 水卸第五二号

卸売業者の名称

防府水産物荷受協同組合

卸売業者の住所

防府市新築地町二番三三号

変更後

後

防府市天神町二丁目一番三二号

防府市天神町二丁目一番三二号

変更前

四 防府水産物卸売市場

防府水産物卸売市場

地方卸売市場の所在地

防府市新築地町二番三三号

変更年月日

昭和六十年十月一日

山口県告示第四十四号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方

卸売市場の廃止を許可した。

平成二十二年二月五日

山口県知事 二井 関成

許可番号	開設者の名称	開設者の住所	称	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	廃止許可年月日
水開第五二号	防府水産物荷受協同組合	防府市新築地町二番三号	市場	防府水産地方卸売市場	防府市新築地町二番三号	平成二二、一、八

山口県告示第四十五号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第十条の規定により、次のとおり卸売の業務の廃止の届出があった。

平成二十二年二月五日

山口県知事 二井 関成

許可番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	取扱品目の部類	廃止年月日
水卸第五二号	防府水産物荷受協同組合	防府市新築地町二番三号	防府水産地方卸売市場	防府市新築地町二番三号	水産物部	平成二二、一、一五



(二九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年二月五日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(一) 物品等の予定数量

三千三百六十キロワット時

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間

(四) 納入場所

山口県庁舎

(五) 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十一年山口県告示第二百八十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十一年山口県告示第五十七号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六條の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十二年二月五日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県総務部管財課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部管財課

(三) 受領期限

平成二十二年三月十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十二年三月十九日午後一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課入札室

(二) 日時

平成二十二年三月十九日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあっては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）（第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県総務部管財課（電話〇八三一九三三一一二二〇）に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Section in charge of contract: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 33,600,000 kWh.
- (3) Delivery period: April 1, 2010 to March 31, 2013
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City
- (5) Section in charge of procurement and contract point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-2210)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 18, 2010
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 19, 2010)

(三〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
平成二十二年二月五日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる物品等の購入

- (一) 物品等の名称
電気
- (二) 物品等の予定数量
千五万五千キロワット時
- (三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県立総合医療センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六條の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十二年二月五日から同月十八日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県立総合医療センター事務局総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局総務課

(三) 受領期限

平成二十二年三月二十三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年三月二十四日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成二十二年三月二十四日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局総務課(電話〇八三五―二二―四四一)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 10,505 million kWh.
- (3) Delivery period: April 1, 2010 to March 31, 2013
- (4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center
- (5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat (Tel. 0835-22-4411)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 23, 2010
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 24, 2010)

(三二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年二月五日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

- (一) 物品等の名称
電気

(二) 物品等の予定数量

七百四十七万三千キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県下関水産振興局及び下関漁港地方卸売市場

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十二年二月五日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県下関水産振興局総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県下関水産振興局総務課

(三) 受領期限

平成二十二年三月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年三月十九日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局六階会議室

- (二) 日時
平成二十二年三月十九日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 (一) 入札参加資格のない者がした入札
 (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 (一) 契約担当者
山口県下関水産振興局長 江藤 信正
 (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 (三) 契約書の作成の要否
要
 (四) 契約保証金
免除する。
 (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 (六) 詳細については、山口県下関水産振興局総務課(電話〇八三―二六六―二二四一)に問い合わせること。
- 十一 Summary
 (1) Branch office in charge of contract: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 7,473,000 kWh.
 (3) Delivery period: From April 1, 2010 to March 31, 2013
 (4) Delivery place: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government and Shimonoseki Fishing Port Local Wholesale Market

(5) Section in charge of procurement and contact for inquiry: General Affairs Division, Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-266-2141)
 (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 18, 2010
 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 19, 2010)

(三二) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成二十二年二月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市瑞穂町三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市大字大河内七〇〇番地の三―
早田 英臣



山口県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、山口市について、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙と同時に行われる衆議院(比例代表選出)議員の選挙における開票区を次のとおり設けた。

平成二十二年二月五日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

名 称	区 域
山口市 第一開票区	山口市(山口市阿東総合支所の所管区域を除く。)

山口市
第一開票区

山口市のうち山口市阿東総合支所の所管区域

平成二十二年二月五日印刷

発行所

山口県知事